

文 書 番 号	法本 210-015	制 定	2017年4月1日
制 定 部 署	法人本部	改 訂	第1版

評議員・役員等報酬規程

承認者	確認者	作成者
管理責任者	院長・施設長	事務局

社会福祉法人鈴鹿聖十字会

評議員・役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鈴鹿聖十字会の評議員及び役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤理事の勤務時間は一週間の所定労働時間が平均して28時間以上とする。

2 常勤理事に対する報酬は、別表1に定める額を上限とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(評議員及び役員等の勤務報酬等)

第5条 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会及び評議員会、理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会及び評議員会、理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(第三者委員の勤務報酬等)

第8条 第三者委員が第三者委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。

2 第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、中立性の確保のため、支給する実費弁償のほかは無報酬とする。

(出張旅費)

第9条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費（鉄道：グリーン、船舶：1等、航空機：ビジネスクラス）は実費を支給する。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。（給与規程、旅費規程を適用する）

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬 (年額)
常勤理事長報酬	10,000,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	10,000円
理事会出席報酬等	10,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円
第三者委員	10,000円

別表3 (日額)

名 称	報 酬
評議員及び理事業務報酬等	10,000円
評議員選任・解任委員会業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	20,000円

別表4 (日額)

交通費	宿泊料	報酬	その他
実 費	20,000円	10,000円	実 費

H29.4.1 制定